

国・鳥取県・倉吉市の支援制度のご案内(令和3年7月7日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に対する取り組み等を支援する制度をご案内します。相談対応を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

※各施策の最新の情報は問合せ窓口や各HPでご確認ください。

倉吉商工会議所 相談課 TEL:0858-22-2191

<給付金・助成金> 《国・鳥取県施策》

制度名	給付対象者・支給額・申請方法	問合せ窓口
<p>NEW</p> <p>月次支援金 申請期限 4,5月分：令和3年6月16日～8月15日 6月分：令和3年7月1日～8月31日</p>	<p>【給付対象者】 ①2021年4月以降に実施される緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること 【給付額】 中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月 【申請方法】 オンラインでの申請となります。 1) 自社(自身)が申請対象であることを確認し、必要書類を準備する 2) 「月次支援金ホームページ」より申請IDを取得する 3) 申請IDを取得後、倉吉商工会議所に事前確認依頼をする 4) 事前確認終了後、月次支援金マイページより申請手続きを行う ※一時支援金又は月次支援金を既に受給された方は、2回目以降の申請手続きが簡単になります。(事前確認が不要/必要書類が2021年の対象月の売上台帳のみ)</p>	<p>コールセンター TEL:0120-211-240</p> <p>IP電話等からのお問い合わせ(通信料がかかります) TEL:03-6629-0479</p>

制度名	内容	支給額	問合せ窓口
<p>NEW</p> <p>コロナ禍打破特別応援金 申請期限：令和3年9月30日</p>	<p>【事業継続支援】 令和3年1～5月までの間で、任意の3カ月の事業収入の平均額と前年又は前々年の同平均額を比較して30%以上減少している場合に応援金を支給</p> <p>【新規創業支援】 令和2年4月1日から令和3年5月24日までに新規創業した方に応援金を支給</p>	<p>減収前(前年又は前々年)の売上規模(月平均)が、 ・20万円以上50万円未満 ⇒支給額20万円 ・50万円以上200万円未満 ⇒支給額30万円 ・200万円以上 ⇒支給額40万円</p> <p>一事業者あたり一律10万円</p>	<p>コロナ禍打破特別応援金コールセンター (鳥取県商工労働部商工政策課内) TEL:0857-26-7971</p>
<p>新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金</p>	<p>①中小企業の労働者のうち、休業中(令和2年10月1日～)に賃金(休業手当)を受けることが出来なかった方、②大企業に雇用されるシフト制労働者であって、休業中(休業期間：R2.4.1～R2.6.30、R3.1.8～R3.6.30)に事業主から賃金(休業手当)を受け取っていない方に対し休業支援金・給付金を支給</p>	<p>休業前賃金の8割(上限11,000円/日) ※但し、②のR2.4.1～6.30の休業期間は6割(上限11,000円/日)</p>	<p>厚生労働省 コールセンター TEL:0120-221-276</p>
<p>企業のファミリーサポート 休暇等取得促進奨励金</p>	<p>男性労働者に対して育児参加休暇、育児休業、介護休業、介護休業、短時間勤務を取得させた事業主、又は労働者(男女不問)に不妊治療(プレ・マタニティ医療)休暇を取得させた事業主に対して奨励金を支給</p>	<p>支給額10万円(育児参加休暇、介護休業、育児・介護休業、短時間勤務) 支給額1万円/日、5千円/半日(不妊治療休暇)</p>	<p>鳥取県子育て・人材局 子育て王国課 TEL:0857-26-7573</p>

制度名	内容	支給額	問合せ窓口
<p>雇用調整助成金 (特例措置)</p>	<p>経済上の理由により労働者に対して休業等を実施した場合、休業手当等の一部を助成</p>	<p>上限額：15,000円/日・人 助成率：中小企業4/5(解雇を行わない場合10/10) 大企業2/3(解雇を行わない場合3/4)</p>	<p>ハローワーク倉吉 TEL:0858-23-8609</p>

《倉吉市施策》

制度名	給付対象者・支給額	問合せ窓口
<p>倉吉版経営持続化 支援事業 申請期限 令和4年2月28日</p>	<p>①一般支援型 【条件】 令和3年1月～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ50%以上減少 【対象】 全業種 【支援】 法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円</p> <p>②特別支援型 【条件】 令和3年1月～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ1,000万円以上減少 【対象】 飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、観光関連業種(お土産・梱包資材製造、旅行運送業等) 【支援】 一律50万円</p> <p>●申請可能な方 ・市内事業者 その本社・本店または主たる事業所が倉吉市内にある事業者 ※個人事業者であれば、本人住所が市外でも店舗が市内にあれば交付可能 ・本社・本店が市外にある事業者 事業所が市内にあり倉吉市に納税がありかつ市内に勤務する従業員が全従業員の1/2以上または市内に勤務する従業員が100名以上である事業者</p>	<p>倉吉商工会議所 TEL:0858-22-2191</p> <p>倉吉市生活産業部 商工観光課 TEL:0858-22-8129</p>
<p>倉吉市経営者 チャレンジアップ 支援事業</p>	<p>市内において、専門機関(金融機関、M&A仲介会社等)との協力による新分野展開、事業再編、事業承継に取組む場合又は自社努力による新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた感染対策など新しい生活様式の中で経営改善の対策に取組む事業者を複合的に支援</p> <p>【取組例】 ・新分野展開…オンラインサービス導入(EC通販、ホームページの立上げ)等 ・事業再編…コンサル・中小企業診断士等により自社の事業を見直し、再構築を図る取組み等 ・事業承継…第三者承継の他、事業承継・引き継ぎを図るため専門機関等への委託の際に生じる着手金、手付金その他の初期費用を支援 ※ただし、成功報酬は対象外 ・予防対策…マスク・消毒液・感染拡大防止用の消耗品、新型コロナウイルス抗体検査キットを活用し、お客様へ自社の安心安全をPRする取組み ※複合的に取組む場合も対象(例：コンサルを投入し、EC通販を立ち上げる等)</p> <p>【支援】 上限50万円(補助率3/4)</p>	<p>倉吉市生活産業部 商工観光課 TEL:0858-22-8129</p>

〈補助金〉

〈国施策〉

制度名	給付対象者・給付額	問合せ窓口
事業再構築補助金	<p>【給付対象者】</p> <p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす中小企業等の新たな挑戦を支援</p> <p>①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等</p> <p>③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成</p> <p>【給付額】</p> <p>〈中小企業〉通常枠：100万円～6,000万円（補助率2/3） / 卒業枠：6,000万円超～1億円（補助率2/3）</p> <p>〈中堅企業〉通常枠：100万円～8,000万円（補助率1/2 ※4,000万円超は1/3）</p> <p>グローバルV字回復枠：8,000万円超～1億円（補助率1/2）</p>	<p>コールセンター TEL:0570-012-088</p> <p>IP電話等からのお問い合わせ（通話料がかかります） TEL:03-4216-4080</p>

制度名	内容	補助上限額・補助率	問合せ窓口
小規模事業者持続化補助金（一般型）	小規模事業者等が取り組む経営計画に基づいた販路開拓等の取組の経費の一部を補助	上限50万円（補助率2/3） ※低感染リスク型ビジネス枠は上限100万円（補助率3/4）	倉吉商工会議所 TEL:0858-22-2191
ものづくり補助金	中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を補助	1,000万円 （補助率：中小企業1/2、小規模企業者等2/3） ※低感染リスク型ビジネス枠は補助率2/3	
IT導入補助金	中小企業が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等の導入を補助	30～450万円（補助率1/2） ※低感染リスク型ビジネス枠は補助率2/3	

〈鳥取県施策〉

制度名	内容	補助上限額・補助率	問合せ窓口
鳥取県産業成長応援事業	【小規模事業者挑戦ステージ】 新たな事業展開（新商品やサービスの開発により販路を開拓する等）に積極的に取り組む県内中小事業者を支援	上限200万円（補助率1/2）	倉吉商工会議所 TEL:0858-22-2191
	【生産性向上挑戦ステージ】 新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取り組む県内中小事業者を支援	上限500万円（補助率1/2）	
県内企業多角化・新展開応援補助金 申請期限：令和4年1月31日	新型コロナウイルス感染症まん延の長期化に伴い、経営的影響を受けた中小企業者等が、事業を継続・発展させるために行う新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開に繋がる取り組みを支援	上限100万円（補助率1/2）	鳥取県商工労働部 企業支援課 TEL:0857-26-7217
NEW 県内企業連携による新基幹商品・サービス創出支援補助金 申請期限：令和3年7月30日	複数の県内中小企業等が連携して行う、新型コロナウイルス感染症拡大後の需要の変化を踏まえた新商品又は新サービスの開発を支援	上限500万円（補助率2/3）	鳥取県商工労働部 企業支援課 TEL:0857-26-7243

制度名	内容	補助上限額・補助率	問合せ窓口
新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金 申請期限：令和3年7月30日	県内で以下に該当する店舗を営業する法人・個人事業主に対して、感染予防対策の実施に係る経費の一部を支援 ・客席を設ける飲食店、喫茶店 ・宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場 ・利用客が一定時間以上店舗内に滞在する施設のうち、マスクを外した状態で利用、又は従業員と利用客もしくは利用客同士の接触がある店舗 ・自らが管理士使用する施設内において対面で接客を行う店舗、事業所	店舗数×20万円 （補助率1/2） ※飲食店に限り、パーティション購入経費は9/10（6月30日までに購入したもの）	鳥取県生活産業部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 TEL:0857-26-7159
コロナリスク対応型事業継続補助金	県内中小企業等が策定する新型コロナウイルス感染症対応BCPの実効性向上のための取組を支援 ○コロナBCP事業 ・サイバーセキュリティ対策のために必要な調査費やシステムの導入費 ・3密を回避するために実施する改修費 ・新事業展開の検討に必要な調査費 など ○消毒事業 感染者発生時における事務所や店舗等（県内に限る）の消毒作業にかかる委託費	上限50万円（補助率1/2） （下限30万円 ※消毒事業については10万円）	鳥取県商工労働部 商工政策課 TEL:0857-26-7987
鳥取県リモートオフィス環境整備支援補助金	テレワーク等を実施する個人・企業等の利活用を見込んで、未利用施設をリモートオフィスとして整備する事業にかかる費用の一部を支援	上限500万円（補助率1/3）	鳥取県商工労働部 立地戦略課 TEL:0857-26-7220
鳥取県障がい者のテレワーク導入支援補助金 申請期限：令和4年1月31日	障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めるため、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部を支援	上限5万円（補助率1/2）	鳥取県商工労働部 雇用人材局雇用政策課 TEL:0857-26-7693
鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金 申請期限：令和4年3月4日	技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等が令和3年3月6日以降にホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援	上限2千円/泊 （補助率1/3） ※1事業所あたりの上限5人	鳥取県商工労働部 雇用人材局雇用政策課 TEL:0857-26-7699
コロナ後を見据えた飲食店応援事業 申請期限：令和3年7月30日	【デジタル化で頑張る飲食店等支援事業】 業務効率化や生産性向上等のためにデジタル化を導入・推進する事業を支援	上限10万円（補助率1/2）	鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL:0857-26-7835
	【食品加工で頑張る飲食店等支援事業】 新たな業態導入に取り組むための事業を支援（飲食店の自社メニューの加工品化、食品加工事業者が飲食業や移動販売を開始など）	上限25万円（補助率1/2）	
NEW 「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業 申請期限：令和3年11月30日	コロナ禍の影響を受けた事業者が行う、県産農林水産物やその加工品を対象とした巣ごもり需要等における需要喚起・消費回復を促すことを目指す取組を支援	上限20万円（補助率1/2）	鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課 TEL:0857-26-7807

最新情報は以下のホームページからご確認ください。



【経済産業省 HP】

月次支援金、事業再構築補助金ほか



【鳥取県 HP】

コロナ禍打破特別応援金ほか



【倉吉市 HP】

倉吉版経営持続化支援事業ほか